

# 東京実業団対抗テニス大会要領

## 参加資格

- 1-1 (一社)東京都テニス協会実業団委員会に加盟している会社、官公庁、学校等(以下「企業等」と称す)同一同名の所属母体から構成されたチームとする。
- 1-2 (一社)東京都テニス協会実業団委員会に個人登録された選手に限る。
- 1-3 個人登録できる選手は登録を申請する企業等の正社員若しくは正規職員であり、かつ、他の企業等から登録されていないこと。但し、雇用契約があることを原則とする。
- 1-4 個人登録できる選手に「契約社員」及び「嘱託」を認める。但し、企業等が社員として認めていることを前提とする。尚「派遣社員」は企業等の社員とは認めない。  
※女子1・2部のチームについては、次の特例を認める。その際、所定の申請書を提出するものとする。チームの拠点(東京都)における社会人の選手を1ポイントに限り補強することが出来る。補強選手の条件は次の条件を満たしていること。ただし、前年度の補強選手と同じでも、今年度として新たに申請書が必要になります。  
※チームの拠点(東京都)の在住又は社会人であること。  
※補強選手申請書提出期限:2020年8月19日(水)17:00郵送必着
- 1-5 登録を申請する企業等またはその連結決算対象の子会社と直接雇用契約のある従業員、または登録を申請する企業等が連結決算対象とされている親会社と直接雇用契約のある従業員とする。
- 1-6 登録選手が異なれば、同一同名の所属母体であっても2チーム以上が各々別々に(一社)東京都テニス協会実業団委員会に加盟することにより参加できる。
- 1-7 二重登録の禁止 (一社)東京都テニス協会実業団委員会が主催する実業団リーグ戦に登録する選手は、他道府県が主催する同種の実業団リーグ戦への選手登録を行うことを禁止する。
- 1-8 前年度の日本リーグに出場した選手は参加できない。

## 登録

- 2-1 新規に参加を希望する企業等は、リーグ戦に出場が予想される選手を(一社)東京都テニス協会実業団委員会に「登録簿」を用い、登録しておかなければならない。
- 2-2 登録人数は男子の場合、1チーム4名以上20名迄、女子の場合、1チーム2名以上10名迄とする。但し、女子1・2部は4名以上とする。
- 2-3 登録の締切は春季リーグは4月15日迄、秋季リーグは9月30日迄とする。但し、1部は別途定める。
- 2-4 1部はシングルのチーム内実力順位にしたがって、No.1より順番に登録する。最新のJTAランキング上位の選手を上位とする。尚、登録簿は当初の登録順で本大会期間中は固定する。

## 登録の改廃

- 3-1 継続して参加を希望する企業等の登録の改廃は、(一社)東京都テニス協会実業団委員会へ「登録簿」に記入し、期日迄に申請する。尚、春季リーグは参加全チームが登録簿を提出する。
- 3-2 登録の締切は春季リーグは4月15日迄、秋季リーグは9月30日迄とする。但し、1部は別途定める。

## 試合日

- 4-1 大会は原則として毎年4月の第1日曜日、9月の第2日曜日から始める。
- 4-2 小日程は、大会運営委員会で指定する。
- 4-3 試合日は日曜日とし、直近の祭日と土曜日を雨天予備日とする。(順延方式はとらない)したがって、1チームの都合で試合日が好天にもかかわらず(対戦相手の了承のもとで)別の日に試合を行なうことにした場合、その日が雨で試合ができなくなった時は、できるだけ最終予備日迄に行なう。万一、その間に試合ができなかった場合、変更を希望したチームが不戦敗となり、4-8項により処理する。
- 4-4 ある企業等で雨天予備日が営業日の場合(個人の休日出勤等は認めていない)直近ではない雨天予備日を相互に決定してもよい。しかし、次の試合日が雨だった場合、直近の雨天予備日の権利はその企業等に対戦す

るチームにあるので、前に決定していた試合は別の雨天予備日に変更しなければならない。又、継続して土曜日を営業日としている企業等は、土曜日を雨天予備日にしなくてもよい。

- 4-5 全ての試合は、大会日程に記載されている最終予備日迄に実施しなければならない。実施できない試合が発生した場合は、直近においてその試合日の順延を希望したチームを4-8項により処理する。
- 4-6 天候不順等により試合が消化できない事態が発生した場合には、大会運営委員会から別途、日程の変更を通知する。
- 4-7 試合は小雨でも決行する。
- 4-8 天災以外の理由で試合を変更することはできない。都合のつかないチームは男子は0-5、女子は0-3で処理する。但し、男子の1部及び入替戦は0-3で処理する。

### 開始時間

- 5-1 男子の場合、コートが1面の時は午前8時、2面の時は午前10時を原則とする。
- 5-2 女子の場合、コートが1面の時は午前9時、2面の時は午後0時を原則とする。
- 5-3 開始時間を変更したために試合が全て消化できなくなった場合は、消化できない試合に限り、変更を希望したチームの負けとし、0-6、0-6で処理する。

### 会場

- 6-1 会場は対戦チーム相互のコートとし、お互いに誘致し合う。会場が決まらない場合は、大会レフェリーの決定に従うものとする。
- 6-2 決勝戦の会場は原則として、大会運営委員会が決勝大会として準備する。

### 決勝大会

- 7-1 男子3~6部、9部と女子4~6部ではリーグ戦を終えて各ブロック（各部AまたはBブロック）の2位・3位となったチームは、決勝大会で「プレーオフ」を行い、勝者が次回リーグ戦で昇格する。対戦はAブロック2位とBブロック3位、Aブロック3位とBブロック2位とする。  
男子7部・8部・10部と女子3部・7部も同様にプレーオフを行うが、各ブロック1位と2位を対象として行う。  
決勝大会のプレーオフでは、男子は1ダブルス・2シングルの3ポイントとし、同一選手が単複に重複出場できない。女子はリーグ戦と同じ3ポイントで単複の重複出場を可とする。尚、試合順はダブルス・シングル1、2とする。試合は単複すべてベストオブ3タイブレークセット（ノーアド）、ファイナルセットは10ポイントマッチタイブレーク方式とする。
- 7-2 男女とも1部及び2部は「決勝戦」あるいは「順位決定戦」、及び「1・2部入替戦」を行う。尚、春季は男子1部の各ブロックの1位~3位がABブロック同順位で「順位決定戦」（1-6位）、女子1部の各ブロックの1位~4位がABブロック同順位で「順位決定戦」（1-8位）、秋季は1部の各ブロック1位で「決勝戦」を行う。その日程と会場は別途定める。  
男女とも1部の各ブロック下位2チーム（女子は下位1チーム）は2部の各ブロック1位と「入替戦」を行い、勝者が次回リーグ戦で1部、敗者が2部となる。入替戦の組合せは決勝大会当日、抽選により決定する。尚、1部決勝戦、順位決定戦、1-2部入替戦では1ダブルス・2シングルの3ポイントとし、同一選手が単複に重複出場できない。試合順はシングル2、1、ダブルスとする。  
・男女1部決勝戦は、単複ファイナルセット10ポイントマッチタイブレーク方式（デユースあり）  
・男子1-2部入替戦は、複のみファイナルセット10ポイントマッチタイブレーク方式（デユースあり）
- 7-3 「決勝大会」へ出場する権利を得たチームは必ず出場すること。
- 7-4 雨天順延の措置はできる限り行うが、万一、試合を消化できない場合は1-2位プレーオフの場合には1位が昇格、2-3位プレーオフの場合には2位が昇格する。
- 7-5 「決勝大会」への案内はリーグ戦の日程に変更がない限り、原則として行わない。
- 7-6 男女共、前季リーグの1部優勝チームは決勝大会の開催日の開会式前迄に優勝カップを大会運営委員会に返還する。
- 7-7 決勝大会の試合ボールは大会運営委員会で用意する。

## リーグ戦の試合方法

- 8-1 試合は各ランク内A、B各ブロックでリーグ戦を行い、双方の1位と2位（または2位と3位）が決勝大会でプレーオフを行う。但し、1部と2部は決勝大会で決勝戦、順位決定戦、1-2部入替戦を行う。
- 8-2 男子は2ダブルス・3シングルス5ポイントとし、女子は1ダブルス・2シングルス3ポイントとする。尚、決勝大会は別に定める。試合順は原則として、男子はダブルス2、1、シングルス3、2、1とし、女子はダブルス、シングルス2、1とする。  
尚、1部は1ダブルス・2シングルス3ポイントとし、同一選手が重複に重複出場ができない。  
試合順はシングルス2、1、ダブルスとする。
- 8-3 今大会の試合は、シングルス・ダブルスとも、ベストオブ3セット ファーストセカンドセットはタイブレークセット（2タイブレークセット）、ファイナルセットは10ポイントマッチタイブレークとする。男子1-2部入替戦のシングルスには、適用しない。（注：このファイナルセットは、セット数1、ゲーム数1とカウントする）  
途中棄権した場合は、残りゲームを全て相手に与える。
- 8-4 ルールは現行の公益財団法人日本テニス協会規則による。

## 使用球

- 9-1 大会使用球は、指定されたボールを使用するものとし、対戦チームで出し合う。本項と異なるボールを用意した場合は、そのボールで行う。但し、成績は0-6、0-6でボール提出チームの負けとする。
- 9-2 シングルのファイナルセットはボールチェンジを行うこと。ただし、シングルス・ダブルスともファイナルセットマッチタイブレーク方式では、ボールチェンジは行わない。

## 審判

- 10-1 審判は対戦チーム相互に行う。但し、セルフジャッジで行う場合は、「アンパイアがつかない試合のガイドライン」による。

## リーグの概要

- 11-1 男子は10部編成、女子は7部編成とする。
- 11-2 各部のチームはA、Bの2ブロックに分ける。
- 11-3 1チームの試合は原則として最高6回とする。但し、1部はこの限りではない。

## メディカルタイムアウト (MTO) について

- 12-1 筋ケイレンの場合、選手はエンド交代時またはセットブレイクの時間内に限り処置を受けることができる。筋ケイレンの処置でMTOは与えられない。  
MTOは3分を超えてはならない。  
1部位の症状につき1回のMTOが取れる。熱中症に関する症状は、1試合につき1人1回だけMTOが取れる。ケガの症状が他の部位にも影響して発症した場合は（同時に2ヵ所以上で発症したケガでも、関連性があるもので原因はひとつだと判断されれば）、全体として、一つのケガとみなされる。

## 入替

- 13-1 原則として、男女とも1部と2部の間では「入替戦」を行い、昇降格を決める。それ以外は各ブロック下位1チームないし3チームが自動的に降格し、プレーオフの勝者が昇格する。尚、2位3位のプレーオフのブロックでは、1位は決勝大会なしで昇格する。
- 13-2 エントリーしない企業等は、次回から下位ランクと入替わる。但し、連続して2回エントリーしない企業等は次回最下部に位置付ける。

## オーダー

- 14-1 オーダー交換は、オーダー用紙に記入したものを第1試合開始前に行う。尚、オーダー用紙は大会運営委員

会が用意する。

- 14-2 オーダーの書き方は技量・登録順位に関係なく、試合に出場する順番とする。但し、1部のシングルスは、登録順位を入れ換えたオーダーにはできない。尚、入替戦を除く。
- 14-3 対戦チームに提出したオーダー用紙と異なった選手・順番は認めない。この様な行為はそのゲームに限り、0-6、0-6で不戦敗として処理する。但し、第1試合開始前に雨天等で他日に変更の場合は、新オーダーとすることができる。
- 14-4 対戦チームにより、オーダーが変わることは許される。

## 服 装

- 15-1 シューズはテニスシューズを履き、服装はテニスウェア（色彩の制限はなし）であること等(公財)日本テニス協会のルールに準ずる。本項に関する判定の権限は違反者とその対戦する側の審判員（審判が入っていない場合は監督）とし、直ちに着替えを命ずる。（制限時間5分）それに従わないプレーヤーは失格とし、0-6、0-6で処理する。尚、特にTシャツの着用、試合中のウォームアップ用ウェアの着用は認められない。
- 15-2 最新のJTA TENNIS RULE BOOKの規定に拘らず表示・ロゴ等の自チーム名、自企業名及び商品名については、大きさ・数の制限を一切しない。

## 結 果 報 告

- 16-1 編成表のコードNo.1を幹事チームとし、所属のブロックの取りまとめを行う。幹事チームは大会の進行に協力し、担当の試合が全部終了した時は速やかに全部の試合結果を「記録」に記入し、最終日から1週間以内にオーダー用紙と共に(一社)東京都テニス協会実業団委員会宛に送付する。また、その写しを所属ブロック内の各チームに送付する。  
(送付先) 〒166-0002 東京都杉並区高円寺北3-22-3 デルコホームズ5階  
(一社)東京都テニス協会実業団委員会
- 16-2 参加チームは全試合終了後、3日以内に試合結果を幹事チームに送付する。

## 審 査

- 17-1 大会運営委員会は、必要に応じてオーダー用紙と登録簿を照合する。

## 表 彰

- 18-1 優勝を表彰する。ほかは、別途定める。

## 試合開始時間の遅刻について

- 19-1 試合に“必要な選手数”(19-3参照)が、双方で取決められた試合開始時間（オーダー交換時）に揃っていることとする。但し、試合日の前日までに、双方の合意があれば、その時点では来ていない“必要な選手数”以外の選手も出場できるものとする。なお、男女1部リーグ及び決勝大会は除く。
- 19-2 約束した試合開始時間から15分経過しても試合に必要な選手数が指定場所にそろっていないチームは失格する。
- 19-3 試合に必要な選手数は男子は最低4名、女子は最低2名とする。但し、1部と入替戦では男女共、最低4名とする。

## そ の 他

- 20-1 本大会は最新のJTA TENNIS RULE BOOKに準拠する。
- 20-2 (公財)日本テニス協会テニス規則に記載されている項目でレフェリーを必要とする場合、下記迄お問合せ下さい。  
問合せ先：(一社)東京都テニス協会実業団担当  
TEL：03-5327-2733（月-金、9時30分-17時）
- 20-3 本要項は、昭和52年4月制定。                      本要項は、平成21年4月改訂。                      本要項は、平成27年4月改訂。  
本要項は、平成17年9月改訂。                      本要項は、平成22年7月改訂。                      本要項は、平成28年7月改訂。  
本要項は、平成19年9月改訂。                      本要項は、平成25年7月改訂。                      本要項は、平成29年4月改訂。  
本要項は、令和元年7月改訂。